

# 報告書骨子案

---

「洪水及び土砂災害の予報のあり方に関する検討会」  
(第3回)  
令和3年5月17日

※本骨子案は、あくまで今回検討会の議論を踏まえ報告書案に向けて内容を更新していくものであることに留意

## はじめに

- ・近年、技術進展や頻発・激甚化する災害を踏まえ、研究機関や民間事業者における洪水や土砂災害の予測に関する様々な研究が進むとともに、洪水や土砂災害の予報に関する多様なニーズが広がっている。
- ・新たな技術を活用し、洪水や土砂災害による被害を防止するとともに、防災活動のための予報に対する多様なニーズに対応するための予報のあり方を検討した。

## 1 社会の適切な防災行動や多様なニーズへの対応に向けた予報のあり方

### (1) 空間的・時間的など多様な予測情報へのニーズへの対応について

- ・洪水や土砂災害に関して、空間的・時間的スケールが多様(長期・短期と広域・局所)な利用ニーズや、現在予報が提供されていないニーズ(困難な予測期間や空間分解能、対象河川など)があり、これら多様なニーズに対応するためには、官のみならず民からも予報を提供していくことが重要。

### (2) 社会の混乱を招かない予報のあり方について

- ・洪水及び土砂災害の予報は特に住民の防災対応・行動に直結する情報であることから、民間事業者等による提供については、自治体の防災対応に支障をきたすことや住民が混乱することがないように、無制限の提供は望ましくなく、何らかの条件を付与する必要がある。
- ・利用者の多様な防災対応の高度化にも寄与し、また、社会的な影響への懸念は少ないため、民間事業者等による予報は利用者を限定した個別契約による提供を条件とすることが考えられる。

### (3) 官が対応すべき役割、民が対応する役割

- ・国や都道府県は、引き続き中心となって防災情報を提供するとともに、利用者ニーズを踏まえ、新たな技術を持つ研究機関等と連携を強化しつつ、技術改善や情報の充実・高度化を進めるべきである。
- ・研究機関や民間事業者は、防災上の考慮をしたうえで、国・都道府県で対応しきれないニーズに対する情報提供を行うとともに、新たな技術の研究開発を国・都道府県とも連携しながら進めることが重要である。2

※本骨子案は、あくまで今回検討会の議論を踏まえ報告書案に向けて内容を更新していくものであることに留意

## 2 国等による洪水及び土砂災害に関する予報のあり方

### (1) 予測技術の高度化の方向性について

- ・洪水予測について、国や都道府県は、市町村や住民等の防災対応・避難や事前放流の運用等のための長時間先までの予測について、精度向上等を進めるなど、流域治水の枠組で、用途に応じた防災情報の提供を実現していくことが肝要である。
- ・都道府県の半数以上が、今後の洪水予測の高度化は国の実施または支援が必要と考えている。
- ・そのため、一級水系は、国・都道府県による水位観測網や河道等の情報を一体的に取扱うことにより、国・都道府県それぞれの管理河川の水位予測の精度向上が期待できるため、国が中心となり水系一貫の洪水予測モデルの構築を目指すべきである。
- ・都道府県管理河川の氾濫発生情報の発表は引き続き都道府県が行うことが合理的であることを踏まえつつ、洪水予報河川における予報(予測情報の提供)について、国と都道府県との新たな役割分担を構築する必要がある。
- ・分かりやすい情報提供のため、体系整理の検討を進めるとともに、わかりやすい画面で閲覧できるようにする等の改善に取り組んでいくことが重要である。
- ・土砂災害予測について、今後も広域の不特定多数を対象とした予報については、土砂災害警戒情報を国等（都道府県＋気象台の共同発表）が一元的に提供し、引き続き発表基準（CL）の見直し等により精度向上に努める。

### (2) 最新の予測技術の活用について

- ・様々な物理過程の表現や、それらを統合的に扱う予測精度向上に取り組む方法など、今後も様々な研究が進展することが期待されるため、国等が予測情報の提供のために最新技術を活用する仕組みづくり（予測技術の評価・実装体制の強化）が必要。

※本骨子案は、あくまで今回検討会の議論を踏まえ報告書案に向けて内容を更新していくものであることに留意

## 3 民間による洪水及び土砂災害に関する予報のあり方

### (1) 民間により提供する予測情報の内容や提供先の範囲について

- ・洪水予報については、予報対象や予報期間に関して基本的には制限する必要はないが、土砂災害の予報対象は、予測技術が進んでいる土石流、がけ崩れの現象を対象とするのが適当と考えられる。
- ・提供先の範囲については、不特定多数の個人への提供を希望する意見もあるが、洪水・土砂予報など特に社会に大きく影響を与える情報の扱いは慎重にすべきで、誰もが無意識に情報に触れる恐れのある形態での提供は困難であると考えられる。
- ・そのため、利用者を特定して予報の特性や留意事項を事前に説明し、これらを理解していただくことのできる契約に基づく特定の利用者を対象とする。ただし、上記の趣旨から、アプリ等による簡易な契約による提供は説明形式としては馴染まない。

### (2) 予報業務許可の基準について

- ・洪水・土砂災害の予測は、降雨予測と、降った雨による水位や土壌中の水の状態など予測に分けられ、前者は既存の気象の予報業務許可(気象予報士の設置)により審査し、後者は別途基準を定め審査を行うことが適当と考えられる。
- ・後者については、既存の資格のみでは必要十分ではない場合もあり、資格の新設や既存資格の枠組みの変更なども現実的ではないため、技術上の基準を設けて審査することが適当と考えられる。

### (3) 国等からの民間へのデータの提供について

- ・研究機関や民間事業者による予報の実施、研究開発の推進のため、必要なデータの提供を進めていくべき。
- ・データの提供にあたっては、効率的・安定的に提供する方法に留意する必要がある。

# 官が対応すべき役割、民が対応する役割の方向性(案)

- 社会全体が適切な防災行動をとるため、国等と研究機関・民間事業者が、それぞれ役割を担いつつ情報提供・技術開発。
- 国等による洪水及び土砂災害の予報は、引き続き**シングルボイスによる自治体・住民へ防災情報の提供を行う**とともに、その役割を一層的確に実施していくため、研究機関等における**新たな技術も活用して高度化**を進める。
- 民間事業者は、国等に対応しきれないニーズへの情報の提供のため、**防災上の考慮をしたうえで一定の業務を許可**。

